書評

西村周三監修 国立社会保障・人口問題研究所編 『日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』 A5判/322頁/定価4,410円/慶應義塾大学出版会,2012年

安留 孝子

帝塚山大学心理学部

本書は、2007年に国立社会保障・人口問題研究 所によって実施された第1回「社会保障実態調査」 に基づく研究成果であり、所長をはじめとする当 研究所の研究員、大学教授ら9名の著者によって 書かれた詳細な分析と問題提起、政策提言の書で ある.「社会保障実態調査」の目的と特徴は.人々 の生活不安や生活困難、「家族間の共助 | の実態を 明らかにすることであった. ただ単に「家族機能 の低下」という事実だけではなく、その「理由」 を明らかにし、「個人のライフコースの諸事情に 立ち返って探る」ことをめざしている点が特徴で ある. また. それをベースとして. 今後のセーフ ティ・ネットの社会保障制度はどうあるべきかを 検討している. 人々が漠然と感じつつある生活不 安や生活困難の実態について、誰にでもわかりや すい指標(例えば「食料の困窮の経験がある」「家 賃が払えなかったことがある」など)で表された こと、また、公的機関が貧困の実情を多面的に捉 えた調査として、 先駆的なものであった.

著者らは、人々の生活の実態を客観的に捉え、「根拠に基づく (evidence based) 政策を展開すること」が重要だと考えている。そこで「社会保障実態調査」から得られた豊富なデータをわかりやすく解説したものを出版することが社会的責務であると考え、本書が刊行された。「社会保障実態調査」は、2010年3月に報告書としてまとめられ、2011年3月に『季刊社会保障研究』特集号で5本

の論文として採用されていることから、すでに調査の結果は広く注目されている。著者らの願いは、本書で提起されたさまざまな問題について、人々が自分の問題として捉えるとともに、社会保障をめぐる議論が活発になり、最終的にそれが政策へと実現することである。この度、一冊の本として刊行されたことで、幅広い読者が本書から多くの知見を得ることができることとなった。

本書は、大きく3部から構成される。すでに「は しがき」や「序章」のところで、本書の構成や各 章の要約がわかりやすく示されており、読者の理 解を助けるものとなっているが、ここでも簡単に 触れておきたい。

序章「データで見る人々の暮らしと社会保障―『社会保障実態調査』のねらいと概要」(西村周三氏、阿部彩氏)では、「社会保障実態調査」の背景と概要を示し、「国民生活基礎調査」とのマッチングやこの「データ」をどのように分析するのか、各章では「データ」のどこに着目し、どのような生活実態が明らかになったのか、それが政策にどのように活用される可能性があるのかなどを要約している。

第1部「『自助』の限界―『生活不安』の実態」は、第1章「家族が直面する生活不安の実態」(阿部氏)、第2章「成人期の就業と健康」(野口晴子氏)、第3章「子ども期の貧困と成人期の生活困難」(阿部氏)から成る.

第1章では、「相対的貧困率」といった「無機質な統計データからは、貧困の実態がわかりづらい」として「所得データの制約と限界」を指摘している。「社会保障実態調査」から得られるデータは、「日本の貧困の現実」を示しており、政策立案の際に貴重な資料になり得ること、「人々の生活困難が想像を超える範囲で拡大」しており、「世帯タイプによる脆弱性」が浮き彫りになったことが書かれている。

第2章では、「成人してから高齢期以前までの 人々の健康の実態を明らかにし、それと就業との 関連を分析」し、「国民の健康の向上」を目的とす る政策に有効な視点を明示している.

第3章では、「子ども期の貧困が成人となってからの生活困難にどのように影響するのか」、「子ども期の貧困と成人期の貧困を繋ぐ経路」の分析を行っている。そこから、「貧困の世代間連鎖の解消」や「貧困に対する政策」へのヒントを提示している。

第2部「『公助』の衰退―公的セーフティ・ネットの『穴』」は、第4章「セーフティ・ネットから外れる理由と現実」(小塩隆士氏)、第5章「早期退職と生活水準」(暮石渉氏)から成る。ここでの「公助」は、より広義な社会保障制度を指し、税を財源とする制度のみならず、社会保険制度が加わる。

第4章では、公的年金や医療保険などのセーフティ・ネットから外れている人々の置かれた状況、なぜ外れているのかの理由などを明らかにしている。その中で「人々がセーフティ・ネットから外れるのは、貧困な世帯に育てられるなど、子ども時代からの不利な社会経済的要因の積み重ねに起因する面がある」ことなどを導き出している。

第5章では、「早期退職や予期しない出来事が 退職の後の生活水準や暮らし向きを低下させるか どうか」を分析している。「どういった退職者が 退職後の生活水準や暮らし向きが低下しやすいの か」を予測したり、「人々が退職後の生活のためへ の貯蓄を十分に行えているか」を判断したりする 際の材料が提示され、政策を検討する有益なヒントを得ることができる.

第3部「『共助』の実態一新しい家族の助け合い」は、第6章「家族のかたち一生活を支えるのは誰か」(西村幸満氏)、第7章「10年後のパラサイト・シングルとその家族」(鈴木亘氏)、第8章「家族の助け合いはなくなったのか?」(金子能宏氏)、第9章「離別男性の生活実態と養育費」(大石亜希子氏)から成る。ここでは、「新しい家族の助け合い」に焦点を当てている。いわゆる「標準世帯」というモデルに当てはまる世帯が現代の日本においてどれだけ存在するのだろうか、という問いから始まっている。

第6章では、その「問い」への回答と、家族内での「生計の担い手」を分析している。そして、「標準世帯」や「男性稼ぎ主世帯」が少数の世帯に限られていることを指摘している。さらに、若年層が本人単独で生計を担う傾向が減少していることが明らかとなり、若年層への生活保障について問題提起している。

第7章では、子世代と親世代の「共助」の実態について、「自助」する能力が親世代、子世代ともに減少したことによる「共助」であることが浮き彫りとなっている。「パラサイト・シングル」のイメージは、かつてその言葉が提唱された1997年当時と比べ、社会経済環境の変化に伴い、大きく変容していることを指摘している。

第8章では、「学齢期の子どもへの援助」と「学齢期を終えた子どもへの援助」に着目し、社会保障給付が親に及ぼす経済的効果を考察している。子どもへの公的給付が増額されても、前者の場合、親から子への援助が減少することはなく、子どもに対する公的補助が機能しているが、後者の場合は、親から子への援助は、子どもの就業を促進しない可能性が示唆されている。

第9章では、家族の中でも「離別父親」に着目し、その生活実態を多様な観点から捉えている。 離別したとはいえ、養育義務のある父親からの「共助」は、「新しい共助のかたちとして期待されるべ きもの」としている. そして, 養育費施策を展開する上で,「離別父親」の多様性を考慮すること, 彼らに焦点を当てた職業訓練プログラムの必要性などを提示している.

本書のまとめとして、終章では「新しいセーフティ・ネットのかたち」(西村周三氏、阿部氏、野口氏、小塩氏)と題して、1~9章までで得られた実証的結果から、子ども世代、勤労世代、高齢世代といった各ライフステージにおける新たなセーフティ・ネットの構築に向けて、今後の社会保障のあり方を提唱している。

また、「巻末資料」として「社会保障等に関する 国際統計データ」を付けることで、国際的に見て わが国の位置づけはどうか、特徴は何かを比較し、 政策議論に資することができるようになってい る.

*

以上,本書の内容を紹介してきたが,ここからは全体的な評価を述べることとする.

経済の先行きが不透明で、人々の暮らし向きが 良くなるという希望が持ちにくい現代社会の中 で、生活面の不安や社会保障のあり方に対する 人々の関心は高まってきている. そうした中での 本書の刊行は、非常にタイムリーであり、「根拠の ある政策提言」として、印象論ではなく、正しく 生活不安の実態を読み解く視点を読者に与えるも のである. また、社会保障やその経済的な分析な どの研究実績が豊富な著者らの問題提起は、客観 的なデータによって示され、大変説得力がある. 著者らの分析により、人々の生活不安や困難が具 体的にイメージできるものとなり、これらに対す る有効な政策の立案が喫緊の課題であることが示 された。単なる問題点の指摘、つまり「共助」や 「公助」の恩恵を受けられていない人々がいると いう実態だけを取り上げることに終始せず、なぜ そうなっているのかの「理由」についての深い分 析を行い、実効性のある政策に結び付けるような ヒントを明らかにしたことは、大変意義深い.

評者は、特に「終章:新しいセーフティ・ネッ

トのかたち における複数の著者の視点を興味深 く読んだ、なぜなら、各章のまとめとなる部分で あるというだけではなく、ここに著者らの「社会 保障政策への思い」、つまり現状を見据えたうえ で「今後どういう社会を構築していきたいか(あ るいは構築すべきか)」というビジョン、社会の中 で生きる「人間の可能性」あるいは「『人間』をど う見るか」という人間観が現れているように感じ たからである. この章の「おわりに」の部分で. 監修者である西村周三氏は「異なる筆者たちの提 案に関しては、微妙な見解の相違を特に調整する ことはしなかった」、「これには各研究者が置かれ ている専門分野、それぞれの人間観など多くの要 因が関連している」と述べている. 複数の著者に よって書かれた文献においては、最終的な結論に ついて、まとまった見解が示されていなかったり、 無理にまとめようとすることで、各著者が主張し たいことのつながりがかえって見にくくなったり する印象を読者に持たせることも少なくない. 評 者は、本書ではそうした「微妙な見解の相違」こ そがおもしろく、読者の興味を誘い、社会保障の 議論を活性化させるきっかけになるのではないか と感じた.

「私たちをとりまく生活の不安は、すべて国が 解決してくれるわけではない」ということが、本 書の随所にわたり触れられている. 個人や家族が 解決しなければならない問題もあるだろうし、「個 人と国家との中間に『共助』という助け合いの仕 組みが存在することを忘れがちになっていたので はないだろうか?」と本書では問う、このことは 社会保障のあり方を考える上で大変重要な視点で あると考える. 社会保障は「社会連帯」に基づく 支え合いの制度であり、自分のメリット・デメリッ トだけを考えるだけでは不十分であるとともに、 「すべて国が解決してくれる」といった受け身の 姿勢ではなく、自らも「社会を構成する一員」と して社会保障のあり方を考えていく必要がある. また、自分とは異なる世代や生活状況に置かれて いる「他者」の状況への想像力、感受性も持たな

ければならない.本書は、そうした想像力を読者に与え、「自分と社会との関係を考える機会」を与えるだろう。また、社会保障に関する議論が単なる「制度論」だけで終わらずに、コミュニティやソーシャルキャピタルなど、より深く広がりを持つという提起となり、大変現代的なテーマであると思う。

最後に1点だけ、希望を述べたい、終章の「5. グリーフケアの提唱」の中で、監修者の西村氏は、 「グリーフケアとして理解されている緊張感のあるケアのあり方」を「社会保障全般に位置付けることができないか」と提唱している。この部分には大事なメッセージが含まれていると思われるため、もう少し説明が加えられると、読者もイメージしやすく、その理解を助けることになるだろう。

本書は、生活問題や社会保障に関心を寄せる学生や大学院生、研究者、政策立案者、社会保障分野の仕事に携わる現場の関係者などにとって、必読の文献である。また、一般の人々にとっても、データの分析手法に関する専門的な用語はありながらも、それに関する説明もあり、全体の文章は大変わかりやすく記述されている。広く、読まれることで、「事実の裏付けをもった」議論がさまざまな立場の人々によって展開され、著者らが意図したように「社会保障政策の質的向上」に貢献することになるだろう。

リプライ

グリーフケアの拡大解釈

国立社会保障・人口問題研究所 西村 周三

安留孝子氏に書評をいただいた『日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』は、 国立社会保障・人口問題研究所において行った調査に関する共同研究に対するものである。書評と いうかたちをとりつつ、全体の概要を手際よくお まとめいただき、さらに適切な評価をいただいた ことに、まず感謝の意を表したい。

さらに、今回いただいた書評に対して「リプライ」を掲載させていただける機会を与えていたことは、わたしにとって思いもかけない喜びであり、以下で真摯に対応させていただきたいと思う.

私が監修した今回の著作は、多くの研究者の合作であり、本来ならば執筆者一同がそれぞれに、安留氏のコメントに回答すべきであると思われるが、一読すればわかるように、安留氏の書評は、監修者である西村への「希望」がかなり重要な位置を占めるように思われるので、ここでは監修者が、全体を代表して回答させていただくことにした。

さて、私は終章において「グリーフケアの提唱」を行った。グリーフケアという用語は、日本語では「悲嘆ケア」と訳され、主に、子ども、配偶者、親、友人など大切な人を亡くし、大きな悲嘆(グリーフ)に襲われている人に対するサポートを指す。この用語は、1960年代に米国で始まったとされ、現在では英国やドイツなどでも広く浸透している。

さらにこのケアは、終末期を迎えた患者に対するケアも指すことが多く、ただ単に、亡くなった人々のあとに残された家族などに対するケアだけでなく、余命が短いことを知らされた人々の、生存期間中の悲しみをケアする場合も含んでいるように思われる.

私の提唱は、このグリーフケアの思想を、さらに多くの事例に広げたいというものである。その議論について詳しく論じることが、書評によって求められているわけであるが、その前に、以下の展開のために必要と考える一つの蛇足を加えておきたい。

英語のgriefは「悲しみ、嘆き、悲嘆」などと訳される。語源は「重い」という意味らしいが、それは「重い悲しみ」という意味ではなく、「気が重い」という意味での「重い」である。ただし、ちょっ

とした悲しみを指すのではなく、かなり深刻な悲しみを意味することは間違いない. しかしながら、私には、それを「悲嘆」と訳するのは、以下の意味で少し異なるのではないかと考える.

日本の社会は、伝統的に、悲しいときに悲しみを抑制することを大切にしてきた。先だっての東日本大震災においても、人々が悲しみに耐え、それを表出することを抑制する姿が、特に海外の人々の心をうった。私たちの多くは、悲しいときに大声を上げて「嘆く」ことをしない。その意味で「悲嘆」という言葉はあまり日本社会には普遍的ではないと思われるのである。

以下,この蛇足を前提として議論を進めたい.

特に最近というわけではないが、近年「思いもかけないで、あるいは意図せざる形で生じる悲しみ」に多くの人が直面するという事態が目立つ、代表例は地震、津波であるが、それだけでなく、火事、犯罪被害、交通事故などである。このことが社会的に目立ち、個人の問題としてのみ捉えるべきでないと考えられるようになってきたことの背景には、メディアの発達がある。こういった事態を新聞やテレビは大きく取り上げる。そしてそのたびに私たちは、人ごとのようには思えないと考え、同情もする。しかし多くの場合、それは一時のことであり、他人はそれを短期間で忘れることもある。

なぜ忘れるのだろうか、私たちが単に薄情だからだとは思われない. 私の仮説は、過去には、家族や親族がこういった悲しみに対応して支えてくれるという想定があったからではないか考える.

ところが現実は、次のような意味で大きく変わってきていることに注目する人はあまり多くない。それはこれらの悲しみを、心から共有してくれるはずの「家族」や「親族」が少なくなったり、いなくなったりしていると言う現実である。

この点は、私たちの著作の随所で述べてきたことである。家族の姿が大きく変わっているのである。東日本大震災のあとで、私たちは「絆」ということの意味を考え、特に家族という絆の重みを

十分に認識した.これは単に、現実に家族を失った被災者に限らない.家族を失った被災者を目の当たりにして、絆の基礎としての家族の存在の価値を見いだすことになった人々が多い.たとえ同居していなくても、親族としての絆の大切さを実感したのである.

しかしながら、忘れてはならないのは、同時に、血縁による家族をすべて、あるいは大部分を失った人々も相当数に達するという現実である。こういう人たちに対して「家族の絆」を強調することは、少なくとも一定期間は酷な仕打ちである。しかも世の中には、震災という契機だけではなく、望まないで家族を失うものが少なくない。

もちろんそのうちの一部は、その期間が一時的であり、将来は良き伴侶を得て、家族を形成するかも知れない。しかしながらそのことを願っても、当面は得られない人たちに、他人が役立つことはないのだろうか?

私の「グリーフケアの提唱」は以上のような契機からのものである。社会的装置としてのグリーフケアを、特に家族に代わるケアの装置を創造することが、日本社会に求められている、ということである。それはいわゆる NPO という組織によって実現されるものであってもよい。要は、悲しみを共感してくれる社会的な手立てをいろいろかたちで工夫していく必要性であり、おそらくそのことについては、大部分の人々の反対はないと思われるのである。

ところで、以上の議論に関連して追加的に述べておきたいことがある。私たちが本書を世に問うた後、一部の方々から以下のような質問を受けた。それは本書の副題の「自助・共助・公助の新たなかたち」という表現に関するものである。たとえば平成20年度に公表された「地域包括ケア研究会報告書」では、「自助・互助・共助・公助の役割分担」が謳われている。私たちの著書の問題意識に、新たに「互助」が加わっているのである。

ここで「互助」とは「インフォーマルな相互扶助. たとえば近隣の助け合いやボランティア等の

活動」を指している。上記の提唱は、まさにこの 互助の理念に関するものである。なお、共助はこ の報告では「社会保険のような制度化された相互 扶助」を指している。

ちなみに平成24年8月に公布された「社会保障制度改革推進法」では、第2条に「自助・共助及び公助がもっとも適切に組み合わされるよう留意しつつ」とあり、法の発想には、互助をどのように位置づけるか曖昧であると言う見解もある.

私たちの著書に関しては、若干言い訳になるが、 こういった「互助」の意義についての意識は薄弱 であった.それは本書の基となった調査が、平成19年であったことも関係している.筆者のあとがきは、まさにこういった時間的推移も意識したものであると言っても良い.筆者としては、このリプライもきっかけになって、今後はこの種の議論が盛んになることを期待したいと考えている.

注

1) この研究会は、平成20年度老人保健健康増進等 事業として行われた研究会の報告書である.